

## 移民に入国先の共同体理解を求める試み —フランス及びオーストラリアにおける法と実践を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局 鈴木尊紘

キーワード：共同体理解、共同体言語理解、移民の共和国的統合、シティズンシップテスト

### 1. はじめに

本発表の目的は、フランス及びオーストラリアにおける入国管理と社会統合とを融合させた政策に焦点を当て、特に、両国の政策に、共同体言語の習得とともに共同体理解を課すという共通点があることを指摘することにある。本発表で使用する「共同体理解」という概念は、当該国の憲法等が規定する重要な社会制度及び社会規範の理解を意味している。フランスにおいては、男女平等、政教分離（ライシテ）等の規範であり、それを遵守する上でのポリガミー（複婚）の禁止等を理解することである。オーストラリアにおいては、上記のような規範や共同体市民となった際に付与される権利等を理解することである。

オーストラリアは多文化主義を標榜し、他方で、フランスは同化主義を代表する国と言える。一般的に対照的に捉えられる両国であるが、近年、オーストラリアで移民系の若者が現地人と衝突するという事態が生じ、また、9.11.同時多発テロ以後、移民の社会統合政策が強化されている。こうした政策の象徴としてシティズンシップテストが導入された。そして、オーストラリアのシティズンシップテストの内容は、フランスが入管時に移民に課すテストに類似している点が多く見られる。つまり、多文化主義が注目されてきたオーストラリアとそれとは対照的であるように考えられているフランスに、実は相似点近年生じてきているのではないかという仮説のもとに論を進める。

先行研究との詳細な関係については発表時に口頭で述べるが、フランスとオーストラリアの移民の入管制度及び社会統合政策に焦点を絞り、両国を比較した論文は管見の限り見当たらない。

### 2. 最近のフランスにおける入国管理体制—移民の共和国的統合

サルコジ大統領が政治の表舞台に立つようになってから、移民に関する2003年法、2006年法及び2007年法が制定され、厳格な移民政策が展開されるようになった。特に、2007年法では、フランスに長期に滞在しようする場合、その入国希望者は、フランス入国前に、当該人が居住している国で、フランス語及び共和国的価値に関するテストを受けなければならないことが規定された。この場合の共和国的価値の理解義務とは、2006年法第45条に定められており（入国滞在庇護法典L第411-5条に挿入）、憲法院の審査の上、「共和国の法律に従って、受入れ国であるフランスにおける家族的生活を規定する重要な原理」のことを示しているとされた。具体的には、2006年12月27日のシルキュレール（通達）によると、モノガミーであること、男女の平等性を尊重すること、子女に教育を受けさせること、結婚の自由を尊重すること、フランスが政教分離の国家であることを理解すること、フランスに存在するさまざまな民族及び宗教の差異を理解すること、を指している。そして、注目に値するのが、共和国的価値の理解のテストをフランス語理解テストと同じ口頭及び筆記テストで行おうとしている点である。

### 3. オーストラリアのシティズンシップテスト—英語理解能力とオーストラリア的制度の理解能力に関するテスト

移民・難民も国民国家の経済発展のための「人的資源」として捉え、主流国民との「競生」を進めるという政府の意図が如実に反映されているのが、移民の帰化の際に実施されるシティズンシップテスト（2007年10月1日から実施）である。シティズンシップテストは、まず、そのテストを受けようとする外国人に対し、『オーストラリア・シティズンシップ：我ら共有のきずな』（オーストラリア移民及び市民権省HPからダウンロード可能）を読ませることから始まる。このテキストの重要な点は、英語で書かれており、かつ、英語でオーストラリアの制度（統治機構及び人権規則：男女の平等性を尊重する

こと、モノガミーであること、政府が政教分離（非宗教的な）の国家であること、国内に存在するさまざまな民族、その者たちが持つ宗教等を尊重すること）の説明が行われていることである。つまり、シティズンシップテストに合格するために必要な英語力をシティズンシップテスト準備用のテキストを読むことで最低限学習し、同時に、オーストラリアで生活していく上での基本的知識を涵養させようというのが、立法者の意図であると考えられる。こうしたテキストを英語で読む過程を経て、政府が準備する英語で行われるシティズンシップテストに合格した者が、オーストラリアへの帰化が許可されるのである。

オーストラリア及びフランス両国の政策を比較すると、次に掲げる点で共通点がある。

- ①外国人が<入国前に>又は<入国後>にかかわらず、共同体言語習得義務及び共同体理解義務を負う。
- ②共同体言語（フランス語又は英語）で、共同体の基本原則及び諸制度をその者が理解しているかどうかの判断を政府が行う。

フランス及びオーストラリアの移民テストにおいて共通していることは、西洋民主主義の根幹にかかわる制度であり、明らかにイスラム教を国教としている国からの移民に対して、当該価値を理解させようとする意図が見て取れる。

#### 4. 考察

##### (1) 共同体理解義務の必然性

左派の政治家及び主として『リベラシオン』等の左派メディアからは批判の声が出されている。2007年法が国会で議論の対象となっていたときに既に、特に、『リベラシオン』は、「SOS 人種主義」の意見を引用しながら、共和的価値の理解義務を移民に過剰に課すことは、フランスの伝統的なナショナリズム的価値を移民に押し付けることにならないか、との危惧を呈していた。こうした批判は、共同体理解を政府が一方的に決定することで、ある規範が生まれ、その規範が逸脱を作り出し、それを矯正するという、言わば悪しき連鎖反応が生じるのではないかという危惧であると言える。

##### (2) 日本へのインプリケーション

2009年6月に群馬県太田市及び大泉町の現状について、筆者は現地調査を行った。その際に、両自治体の外国人担当職員がそろって指摘していた点は、外国人に対する行政の中で一番難しいのは、やはり、言語が通じないこと及び日本の社会生活に関わる諸制度がどうしても移民にとって理解困難であるということであった。特に、その理解困難な制度の筆頭は納税問題であるとのことであった。ただでさえ母国への仕送り等で生活費が厳しい中、なぜ短期間しかいない地方自治体及び国に対し、税を納めなければならないのか理解できない場合が多く見られると語っていた。こうしたことを考慮すれば、今後移民を受け入れる場合には、日本語教育及び日本の制度理解教育を同時に行うインフラを整備することに関し検討の余地があるように思われる。

<参考文献>

*Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile*, (2009), Litec

Emmanuel Aubin(2009), *Droit des Étrangers*, Gualino lextenso édition

Haut Conseil à l'intégration(2009), *Étude et intégration : Faire connaître les valeurs de la République*,

La documentation française

*Australian Citizenship : Our Common Bond* (2009) , オーストラリア移民及び市民権省ホームページ

< [http://www.citizenship.gov.au/learn/cit\\_test/\\_pdf/australian-citizenship-nov2009.pdf](http://www.citizenship.gov.au/learn/cit_test/_pdf/australian-citizenship-nov2009.pdf)>

宮島喬編 (2009) 『移民の社会的統合と排除—問われるフランスの平等』東京大学出版会

鈴木尊紘 (2008) 「フランスにおける 2007 年移民法—フランス語習得義務から DNA 鑑定まで」『外国の立法』237 号

石井由香ほか (2009) 『アジア系専門職移民の現在—変容するマルチカルチュラル・オーストラリア』慶應義塾大学出版会

武田美智代 (2009) 「オーストラリア市民権法の改正—市民権テストの見直し」『外国の立法』241-2 号